

五島市履行確実性評価方式試行要領

制定 平成 30 年 4 月 26 日 30 五財第 334 号

最終改正 令和 5 年 11 月 8 日 5 五財第 1249 号

(目的)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式による一般競争入札（以下「総合評価落札方式」という。）により実施する履行確実性評価方式における評価の方法及び契約の履行について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 履行確実性評価方式とは、低価格による入札は、工事の履行の確実性が低下するものとして、評価値の算出に反映させるために、履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格を設定し、履行確実性確保価格を下回る入札においては、その乖離額に応じて評価値を低減させる評価方式である。

(履行確実性評価価格の決定)

第 3 条 履行確実性評価価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、「五島市建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱（平成 26 年 12 月 1 日 26 五財第 1252 号）（以下「事務処理要綱」という。）」に基づき算定するものとする。

(履行確実性確保価格の決定)

第 4 条 低価格での入札による契約は、契約の不履行等を招く恐れがあることから、工事の適正な履行を確保するため、履行確実性確保価格（消費税及び地方消費税を除く。以下に同じ。）を設定するものとする。

2 履行確実性確保価格は、設計金額(消費税及び地方消費税を除く)に 9.2% を乗じて得た金額とする (100 円未満の額は切り捨てる)。

(落札仮決定者の決定)

第 5 条 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」をもって入札に参加し、第 6 条に規定する算定式によって決定した「評価値」の最も高い者を落札仮決定者とする。

2 落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、以下のとおりとする。

(1) 加算点並びに入札価格が同等の場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

(2) 対象となる者の全てが、履行確実性評価価格以上の範囲内で入札した場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

(3) 上記以外の場合

最低の価格を持って入札した者を落札仮決定者に決定する。

3 落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最

低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

4 落札仮決定者は次の(1)～(2)の要件に該当する者であること。

(1) 入札価格が予定価格範囲内であること。

(2) 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

(総合評価の方法)

第6条 第3条により決定した履行確実性評価価格及び第4条により決定した履行確実性確保価格を基準に、下記に示す算定式により評価値を決定するものとする。

(1) 入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \text{「(標準点+加算点) / 入札価格」} \times 100,000,000$$

(2) 入札価格が「履行確実性評価価格」未満「履行確実性確保価格」以上の場合

$$\text{評価値} = \text{「(標準点+加算点) / 履行確実性評価価格」} \times 100,000,000$$

(3) 入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = \text{「(標準点+加算点) / (履行確実性評価価格 + (履行確実性確保価格 - 入札価格))」} \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とし、評価値の端数処理は行わないこと。

ただし、評価値の表示は、原則、小数第3位(小数第4位を四捨五入)までとする。

(落札者仮決定の通知)

第7条 落札者仮決定の通知は、総合評価試行要領に基づき通知を行うものとする。

(監督等)

第8条 契約の履行に当たっては、その適正な履行を確保するため、工事の監督及び検査業務を強化すること。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は別に定める。

(施行期日)

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

この要領は、令和5年12月1日以降に入札執行する建設工事から施行する。